

諸産農発第88-1号  
令和6年10月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

諸塚村長 藤崎 猪一郎

市町村名 (市町村コード)	諸塚村 (45429)
地域名 (地域内農業集落名)	荒谷地区 小布所集落、荒谷集落、戸下集落
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月9日 第一回

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢74歳と高齢化が進み、遊休農地及び耕作放棄地の増加が懸念されることから、地域の農業維持のためには、新規就農者の確保・育成を行い、地域全体で農地を利用するしていく仕組みの構築が課題である。このため、現在管理保全のみが行われている農地を担い手に集約化・活用し、収益向上のため新たな作物を検討していく必要がある。

#### 【地域の基礎的データ】

農業者：23人（うち50代以下：2人）

### (2) 地域における農業の将来の在り方

新規就農者や担い手の面積拡大、農地の集積・集約化を進め、効率化を図るためスマート農業の導入を進める。併せて新たな作物の生産に向けた水田の畑地化を進める。

また、地域コミュニティ活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ農業を担うものへの農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制を構築していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は隣地との間にある農地、また条件が悪く農地としての維持が困難な農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

受け手と出し手が明確な農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に集約を進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地耕作条件改善事業や畑作等促進整備事業を活用し、高収益作物転換への支援やスマート農業の導入等の基盤整備を行う。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタル等の支援や生産する農地をあっせんし、新規就農者や農業法人の就農をサポートする。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内の農作業の効率化を図るため、作業化困難な高齢者や農繁期の一部作業を農業協同組合やウッドピア諸塙、農事組合法人に委託し、遊休農地や耕作放棄地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、地域での追払い活動や緩衝帯の設置、被害があった場合の捕獲活動を地域内外で行う。
- ③ドローンを使用した農薬散布や無人での草刈りロボット等スマート農業化を推進する。
- ④高収益作物を耕作するため、水田の畠地化を進める。
- ⑤遊休農地の発生を予防するため比較的耕作が容易な栗などの果樹を植栽する。
- ⑦農作業が困難な農地に関しては、定期的に手入れを行ったり、粗放的農業を取り入れる。